１４．特待生要綱（抜粋）

～　以下、「専門学校特待生要綱」第６条より抜粋　～

（奨学更新の基準）

第６条 特待生は、進級に際して次の各号に定める基準を満たさなければならない。

（１）評価点換算式による評価点が、当該特待生の属する学科又はコースにおいて、
入学時の人数の上位３０％以内の成績であること。ただし、順位計算における小数点未満は切上げとする。

（２）当該年度の欠席日数が５日以内であること。ただし、遅刻・早退は３回につき１日の欠席とする。

２ 前項第１号の評価点換算式は、次のとおりとする。

評価点＝（優の科目数×４＋良の科目数×２＋可の科目数×１）÷全科目数×４

（奨学の取消し等）

第７条 校長は、特待生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学を取り消し、理由によっては奨学金を返還させることができる。

（１）学年終了時に前条に規定する審査を行い、奨学更新の基準に満たない場合

（２）年次の途中で休学又は退学した場合

（３）学則に違反し、又は生活面で特待生として不適と認められる行為があった場合

（４）本人が奨学を辞退した場合

（授業料の納付）

第８条 特待生は、前条の規定により奨学の資格を取り消された場合、次の各号により授業料を納付しなければならない。

（１）前条第１号による場合は、次年度以降の授業料

（２）前条第３号及び第４号による場合は、資格が取り消された日が属する納期の翌納期以降の授業料